



令和7年9月1日

静岡県商工会連合会 御中

静岡県えせ同和行為対策関係機関連絡会

えせ同和行為排除のための講演会の開催について（お願い）

平素は、人権擁護行政につきまして、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、法務省人権擁護局では、昭和60年から昭和62年5月までは、えせ同和行為根絶に向けて積極的に各種啓発活動に取り組み、昭和62年6月以降は各省庁参加の「えせ同和行為対策中央連絡協議会」を設置し、えせ同和行為の横行を排除する取組を実施しています。

静岡県内においても、昭和62年8月に「静岡県えせ同和行為対策関係機関連絡会」を設置し、構成メンバーである東海財務局静岡財務事務所、静岡労働局、静岡県、静岡県警察本部、浜松市、静岡県弁護士会、静岡県人権擁護委員連合会及び静岡地方法務局の間で、相互の連携強化を図り、正しい同和問題の理解とえせ同和行為の排除に取り組んでいます。

つきましては、この度、別添の開催要領により標記講演会を開催しますので、御多用中のこととは存じますが、加盟各企業等の関係事務担当者の御参加につき、特段の御配意をお願いします。

なお、準備の都合上、貴団体の構成企業等の参加者をお取りまとめの上、別紙連絡票により本年10月15日（水）までに下記事務局まで御連絡いただきますようお願いいたします。

事務局連絡先

静岡地方法務局人権擁護課（担当 鈴木）

TEL 054-254-8127

FAX 054-252-0485